



並びに高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会の確保及び必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することに鑑み、これらが一体的に推進されなければならない。  
**(世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成)**

**第二十五条** (人材の育成)  
デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に必要な人の能力の向上のための教育を担う人材、多様な主体が設置する情報システムの連携を担う人材、情報通信技術を用いた情報の活用に必要な情報の又集文書等を扱う人材その他

の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため行政の内外の知見を集約し、及び活用しつつ国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進（全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術等によるナレーベスを利用すること）ができるよう努める。

イバー＝セキユリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバー＝セキユリティをいう。第三十九条第二項第十四号において同じ。の確保、情報通信技術を用いた犯罪の防止、情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保、情報の改変の防止、高度情報通信ネットワークの災害対策、個人情報の保護その他

**第二十一条** テレシタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で多様なサービスを利用できるよう、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならぬ。

に必要な情報の収集及び分析を担う人材の育成、デジタル社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じなければならない。

するための国による環境の整備を含む)、個人番号の利用の範囲の拡大その他の国及び地方公共団体における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

の国民が安心して高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を行うことができるようするために必要な措置が講じられなければならない。

(データの品質の確保)

**第二十二条** (多様な主体による情報の円滑な流通の確保) デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報交換システム(多様な主体が設置する情報システムの相互の連携により迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することができるようにするための情報システムをいう。)の整備、データの標準化(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第四条第二項第五号イに規定するデータの標準化をいう。)と

立てては個人情報の有用性及び保護の必要性を踏まえた規制の見直し、あらゆる分野における情報通信技術を用いた情報の活用に関する取引の円滑化に必要な環境の整備、知的財産権の適正な保護及び利用その他の高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による経済活動の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。  
（事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上）

(国による) 国及び地方公共団体が保有する情報の活用

**第三十三条** デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国及び地方公共団体が保有する情報のうち国民生活に有用なものについて書面等に記載された情報の電磁的記録としての記録、電磁的記録として記録された情報であつて一般の利用に供しているものの公表その他の国及び地方公共団体が保有する情報を国民が容易に利用することができるようるために必要な措置(電算機によらずしてよぶべしとする)を講ずる。

又は公的基礎情報データベースを構成するデータ（電磁的記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして記録された情報をいう。以下この条及び第三十九条第二項第十五号において同じ。）を正確かつ最新の内容で保つことその他のデータの品質を確保するため必要な措置が講じられなければならない。

（国際的な協調及び貢献）

外部連携機能（同号ハに規定する外部連携機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供その他の多様な主体による情報の円滑な流通の確保を図るために必要な措置が講じられなければならない。  
（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保）

第二十一条 テレシバの形態に関する第1項の規定に従つて、多様な主体が設置する情報システムの連携を通じて情報の共有の促進、情報システムの運用及び管理に関する指針の策定その他の高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上を図るために必要な措置が講じられなければならない。

要が位置が記してあるわけではなかった。  
**第三十一条** デジタル社会の形成に寄与する施策の策定に当たっては、**公的基礎情報データベース**の整備等、**国**、**地方公共団体**その他の**公共機関**及び**公会**、**分野の事業者**が保有する情報のうち社会生活又は事業活動に伴い必要とされる多数の手続の処理の基礎となるものの集合物であつて、多様な主体が当該情報を電子計算機を用いて適切な判断が記してあるわけではなかった。

策定に当たっては、高度情報通信技術の開発と普及を通じた信頼性のある情報の自由かつ安全な流通を確保することの重要性に鑑み、高度情報通信技術を用いた情報通信技術の利用及び情報通信技術の情報の活用による社会経済活動に関する、国際的な規格、規範等の整備に向けた主体的な委員会、調査及び研究開発の推進のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力等の国際的連携を図ること等の実現に努めることとする。

**第二十八条** (生活の利便性の向上等)  
デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による国民生活の全般にわたる多様なサービスの

御の下で検索することができるよう体系的に構成したものをいう。第三十四条及び第三十九条第二項第十二号において同じ。)を整備するとともに、その利用を促進するために必要な措置が講じられなければならない。

の国際協力と相輔相成して行なうためには、情報の開発と普及が不可欠である。したがって、情報の開発と普及は、国際協力の実現に不可欠である。

全ての国民に当該機会の確保が図られるよう、  
するために必要な措置が講じられなければなら  
ない。  
(教育及び学習の振興)

開発及び提供の促進、情報通信技術を利用して行う事業場外における勤務に関する援助、消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備その他の生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的な

(公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上)

が、我が国におけるデジタル社会の持続的な発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力を強化をもたらす源泉であることに鑑み、情報通信技術について、国、地方公共団体、国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百四十九号））

策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による効率化と、必要な能力における格差が生じないよう、全ての国民が当該能力を向上させることができるようにするための教育及び学習を振興するために必要な措置が講じられなければならない。

選択の機会の拡大を図るために必要な措置が講じられるなければならない。  
(国及び地方公共団体の情報システムの共同化等)  
**第二十九条** デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公共サービスにおける国民

報通信技術を用いた情報の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のため、に必要な措置が講じられなければならない。  
(サイバー・セキュリティの確保等)

**第三十三条** デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たつては、サイバー・セキュリティ(サ

（一）第一項に規定する国立研究開発法人をいふ。）、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発及び当該情報通信技術の有効性の実証が推進されるよう必要な措置が講じられなければならぬ。

(情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し)  
第三十七条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じなければならない。

第五章 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じなければならない。

第三十八条 基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、別に法律で定めるところにより、内閣に、デジタル庁を置く。

第六章 デジタル社会の形成に関する重点計画  
(デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等)

第三十九条 政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画(以下この章において「重点計画」という。)を作成しなければならない。

2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

三 多様な主体による情報の円滑な流通の確保に関する政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

四 高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保に関する政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

五 教育及び学習の振興に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

六 人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

八 事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

九 生活の利便性の向上等に関する政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十 国及び地方公共団体の情報システムの共同化等に関する政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十一 国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に関する政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十二 公的基礎情報データベースの整備等に関する政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十三 特定公共分野(サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野をいう。)におけるサービスの多様化及び質の向上に関する政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十四 サイバーセキュリティの確保等に関する政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十五 データの品質の確保に関する政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十六 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに関する政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十七 前各号に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するためには、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

18 重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

19 重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきならない。

20 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の意見を聴かなければならぬ。

21 第一条の法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

22 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定(公布の日(政令への委任))

23 第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

24 附 則 (令和六年六月七日法律第四六号)抄

25 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

26 第一条の法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

27 第一条の規定(デジタル社会形成基本法第二十二条の改正規定を除く。)並びに第三条中行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律の目次の改正規定(第六条)を「第六条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。)及び同法第一章に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条及び第十二条の規定並びに附則第十三条中「デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第四条第二項第一号の改正規定」公布の日

8 第四項から第六項までの規定は、重点計画の変更について準用する。

第九条 重点計画と他の計画との関係

第十条 重点計画以外の国の計画は、デジタル社会の形成に関する重点計画を基本とするものとする。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

第二条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)は、廃止する。

第三条 前条の規定による廃止前の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止に伴う経過措置

第四条 前条の規定による廃止前の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第三十六条第一項の規定に基づく重点計画は、第三十七条第一項の規定に基づく重点計画が作成されるまでの間、同項の規定に基づく重点計画とみなす。

第五条 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきならない。

第六条 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の意見を聴かなければならぬ。

第七条 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第八条 附 則 (令和六年六月七日法律第四六号)抄

第九条 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十条 第一条の法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十一条 第一条の規定(デジタル社会形成基本法第二十二条の改正規定を除く。)並びに第三条中行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律の目次の改正規定(第六条)を「第六条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。)及び同法第一章に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条及び第十二条の規定並びに附則第十三条中「デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第四条第二項第一号の改正規定」公布の日

(政令への委任)

第十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十三条 附 則 (令和六年六月七日法律第四六号)抄

第十四条 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十五条 第一条の法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十六条 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十七条 第一条の法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十八条 第一条の規定(デジタル社会形成基本法第二十二条の改正規定を除く。)並びに第三条中行政手続における特定の個人を識別するた